

吉野川市水道料金・使用料減免申請の手引き

1 漏水減免対象となるケース

水道使用者、管理人 又は給水装置所有者の注意をもってしても発見できなかった漏水であって、次の各号のいずれかに該当するもの

①	地下・建築物等の壁、又は床下における配水管（給水管）の漏水
②	吉野川市の施工した工事に起因した漏水
③	火災により生じた漏水

2 漏水減免の対象とならないケース

①	蛇口のパッキン等の老朽化による漏水
②	地上給水管の漏水で発見が容易にできるもの
③	水洗トイレ・給湯器等の給水器具からの漏水で発見が容易にできるもの
④	使用者等が漏水している事に気付किながら放置していたもの
⑤	使用者等が給水管・給水用具の設備の維持管理を怠ったことによる漏水

3 減免申請の申請期間

減免申請は、漏水箇所の修繕が完了した日から起算して30日以内に申請書を提出してください

4 申請の審査

申請書を受理した場合、内容の確認に給水装置設置箇所（住宅等）を調査のため訪問させて頂くことがあります

5 減免の決定

申請書を審査し、適否を決定し水道料金減免決定（却下）通知書により通知します（通知書の送付について最大4ヶ月程かかる場合があります）

6 減免の回数

漏水に伴う減免の決定は、1給水装置について、1年の期間につき1回（※）を限度とします

（※）すでに減免を受けている場合でも、再度漏水が発生し、先に受けた減免額を上回る場合に限り、差額分を減免いたします。

◎ご不明な点等がありましたら下記連絡先までご連絡をお願いします

吉野川市役所東館1F 上下水道料金お客さまセンター

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1

吉野川市上下水道料金徴収等包括業務受託者

ヴェオリア・ジェネッツ(株) 吉野川事務所

Tel 0883 (22) 2257 FAX 0883 (22) 2254

営業時間 平日8:30～17:15（休業日：土・日・祝日）